

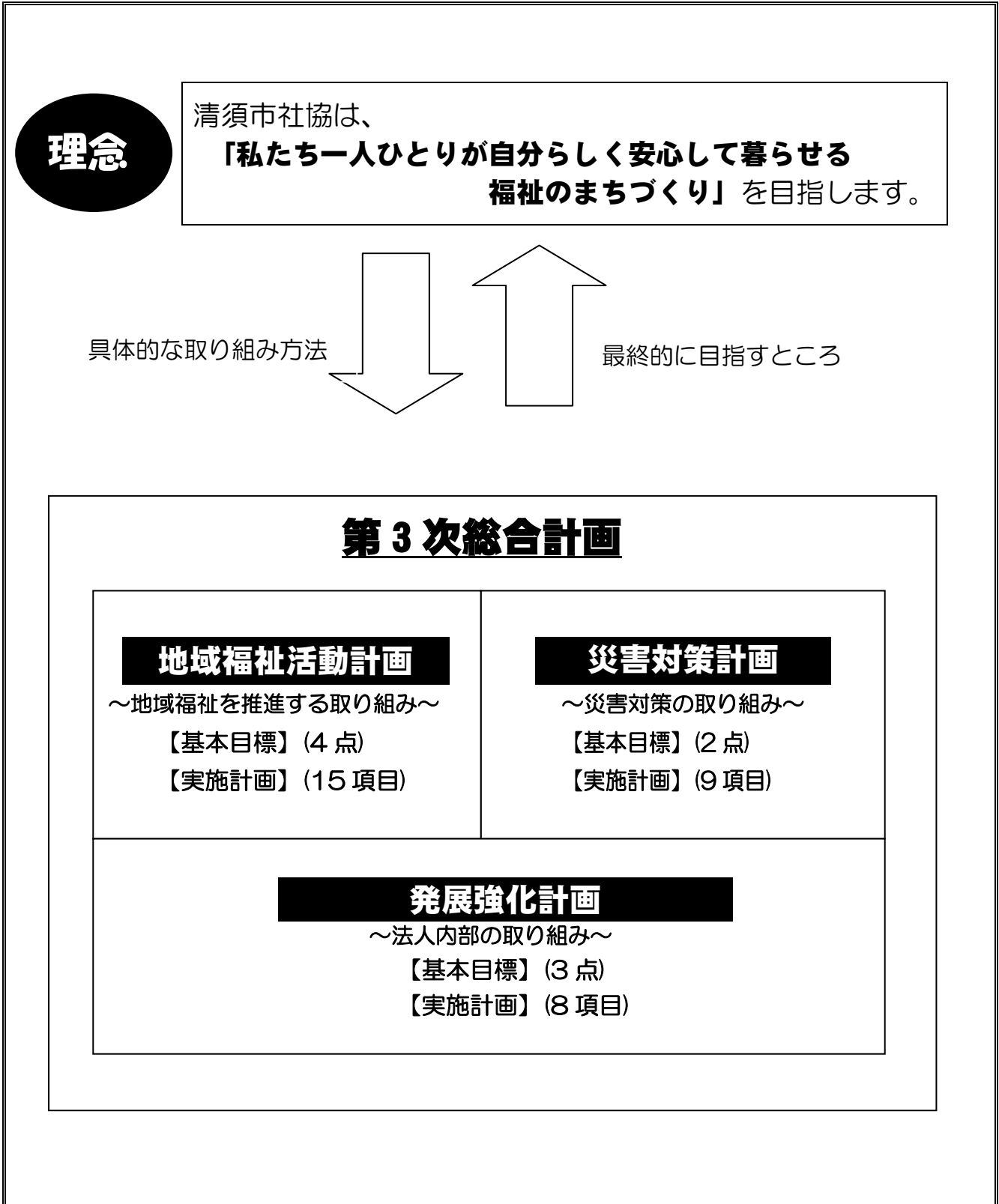
平成27年度

事業計画

社会福祉法人清須市社会福祉協議会

平成 27 年度清須市社会福祉協議会事業計画

1. 第 3 次総合計画の構成及び体系図



2. 第3次総合計画の体系表

理念

私たち一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり

	基 本 目 標	実 施 計 画
地域福祉活動計画	(1) 支えあいのあるまちをつくります	1) ブロック社協事業 2) 市民活動ボランティアセンター事業 3) 福祉団体の活動支援
	(2) 広く福祉情報が届く環境をつくります	4) 広報・広聴・啓発事業
	(3) 困りごとを気軽に相談できる体制をつくります	5) 地域包括支援センター事業 6) 障害者相談支援事業 7) 法律相談事業・貸付事業 8) 日常生活自立支援事業
	(4) 安心して暮らせるように、事業やしくみをつくります	9) 居宅介護支援事業 10) 居宅介護等事業 11) デイサービスセンター事業 12) 地域活動支援センター事業 13) 就労継続支援事業 14) 日中一時支援事業 15) 福祉車輛・車いす貸出事業
発展強化計画	(1) 組織体制を強化します	1) 役員・評議員体制の強化 2) 事務局体制の強化及び職員の資質向上
	(2) 健全な経営を推進します	3) 収入の確保 4) 効率的な予算執行 5) 事業の再編 6) 財務管理の強化
	(3) 利用者の利益保護に努めます	7) 苦情解決制度の推進 8) 個人情報保護制度の推進
災害対策計画	(1) 災害発生時の緊急対策を実施します	1) 災害想定 2) 災害発生当日の対応 3) 組織体制と指揮命令系統 4) 優先事業 5) 緊急対策の全体像
	(2) 平常時の事前対策を実施します	6) 施設管理と財産保全 7) 職員行動マニュアルの見直しと防災訓練の実施 8) 応援者受入体制の整備 9) 災害ボランティアセンター設置・運営体制の整備

3. 平成 27 年度 基本目標及び重点事業(項目)

第 3 次総合計画(平成 26 年度～30 年度)は、①地域福祉活動計画、②発展強化計画、③災害対策計画の 3 つの計画から構成されており、それぞれの計画の基本目標を平成 27 年度事業計画の基本目標といたします。

さらに、平成 27 年度は、第 3 次総合計画実施の 2 年目にあたり、新規受託事業(日常生活自立支援事業、基幹型相談支援センター事業)の実施を含め、次の目標に沿って取り組むとともに、法人設立 10 周年にあたることから、記念事業を実施します。

また、社会福祉法人制度改革の動向を注視し、適切に対応していきます。

【地域福祉活動計画】

(1) 支えあいのあるまちをつくります

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、「自助」「共助」「公助」のそれぞれが重要となりますが、現代は、核家族化や高齢化の進行によって「自助」機能が低下しています。「公助」である行政サービスは、公平性の観点から画一的であり、また、財政面でも限界があり、すべての課題を解決できるわけではありません。

今まさに、おたがいさまの精神で助け合う「共助」が求められています。

そこで、地域の助け合い組織であるブロック社協活動の推進や支援が必要な方が「助けてほしい!」と言える風土づくり、福祉活動に参加できる環境づくりなど地域における福祉教育の推進を目指します。

事業名	説明
1)ブロック社協事業	地域の福祉課題の把握、地域の助け合いのしくみづくりを推進するため、「ブロック社協事業」のさらなる呼びかけと活動の支援を行います。

(2) 広く福祉情報が届く環境をつくります

現代は、情報化社会であり、テレビや新聞のほかにインターネットの普及など必要な情報を入手しやすい環境になっています。しかし、支援が必要な方が必ずしも自由に情報を入手できる環境にあるとは限りません。また、社協に対する市民の認知度も、必ずしも高いとは言えません。

支援が必要な方や福祉活動への参加を希望する方が、気軽に相談ができるように、広報誌やホームページはもちろんのこと、アウトリーチ(待つのではなく訪問活動等出向くこと)などあらゆる手段を講じ、広報及び広聴の推進を目指します。

事業名	説明
-----	----

4)広報・広聴・啓発事業	市民福祉講座により、市民向けの福祉啓発事業を開催するとともに、新しい広聴システムの研究や視覚障害者向け広報の調査・研究に努めます。
---------------------	---

(3) 困りごとを気軽に相談できる体制をつくります

日常生活で支援が必要な方やその家族が、必要な時に気軽に相談できるように、日頃から窓口のPRに努めます。また、相談にあたっては、福祉課題の解決に向け本人や家族と一緒に考えて考えます。対象者の属性によっては、部署間の連携を密にし、より総合的な相談体制を目指します。

事業名	説明
5)地域包括支援センター事業	平成27年度の介護保険制度の見直しによる対応(業務内容や職員体制等)を市とともに協議します。また、地域包括ケアシステムの実現に向け、関係機関との連携強化を図ります。
6)障害者相談支援事業	障害者の相談内容が多様化し、単独の相談支援事業所では解決できないケースが増加しているため、障害者の総合相談窓口として基幹相談支援センター事業を市から受託し実施します。
8)日常生活自立支援事業	平成27年度より愛知県社協から受託し実施します。また、成年後見支援センターの機能や役割を調査し、社協事業としての適否について研究します。

(4) 安心して暮らせるように、事業やしくみをつくります

在宅福祉サービスは、地域の社会資源の状況により、社協の役割が変わることから、社協として在宅福祉サービスを実施する意義を検討し、社協らしい在宅福祉サービスを提供できるように目指します。また、既存事業を見直すだけでなく、住民ニーズに基づいた新規事業の調査・研究にも積極的に取り組み、安心して暮らせる事業やしくみづくりを目指します。

事業名	説明
10)居宅介護等事業	利用者に適切な介護等を提供するとともに、居宅介護支援事業所との連携を強化し、要介護の利用者を確保し、健全経営を目指します。

<p>11)デイサービスセンター</p> <p>事業</p>	<p>利用者アンケート調査を実施し、ニーズに応じたサービス提供体制を構築します。また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等と連携を密にし、健全経営を目指します。</p>
---------------------------------------	---

【発展強化計画】

<p>(1) 組織体制を強化します</p>	
<p>法人経営の要である理事、監事、評議員は、社会福祉に対する一層の熱意をもち、各種事業に参画し、社協の発展及び事業の推進に努めます。また、事務局体制や人事計画の見直しにより、組織体制の強化を図ります。</p> <p>市民に質の高いサービスを提供するため、研修の実施や資格取得に努め、職員の資質向上を図ります。</p>	
<p>項目名</p>	<p>説明</p>
<p>2)事務局体制の強化及び職員の資質向上</p>	<p>人事計画を見直すとともに、研修計画を充実させて職員のキャリアアップとスキルアップを目指し、事務局体制の強化と組織の活性化に努めます。</p>

<p>(2) 健全な経営を推進します</p>	
<p>自主財源を確保するため、会員募集と共同基金のさらなる啓発を進めるとともに、施設利用料など、適切な応益負担を継続します。</p> <p>支出の抑制や効率的な予算執行を図るため、事務の合理化、協働事業による負担の軽減、民間助成事業の活用等を進めます。時間内の業務に心がけ、職員の時間外勤務手当の削減に努めます。</p> <p>介護保険事業等は、利用者サービスの質の向上を図りながら、健全経営になるよう社協全体の経営体制の見直しに努めます。</p>	
<p>項目名</p>	<p>説明</p>
<p>3)収入の確保</p>	<p>共同基金公開プレゼンテーション助成事業の活用、サービスに対する適切な応益負担の徴収、新しい財源の確保等あらゆる方法で財源確保に努めます。</p>
<p>4)効率的な予算執行</p>	<p>事務の合理化、経費の削減、時間外勤務手当の削減は引き続き実施するとともに、協働事業による負担の按分や民間助成事業の活用による支出の抑制等限られた予算を効率的に執行するよう努めます。</p>

6)財務管理の強化	日常的な会計管理は、さらに内部牽制を強化し、財務諸表の開示を継続するとともに、単年度だけではなく、中長期的な財政計画を作成し、計画的な財務管理に努めます。
------------------	---

(3) 利用者の利益保護に努めます	
苦情解決は、思いやりのある業務対応や対人関係に心掛けるとともに、苦情があった場合には、迅速かつ誠心誠意対応するなどその解決に取り組みます。個人情報保護に関しては、その管理体制を強化し、適切な取り扱いに努めます。	
項目名	説明
7)苦情解決制度の推進	職員の意識向上と苦情を業務に活かすための研修会を実施します。また、苦情解決実施要綱を見直し、対応マニュアルの検討を行います。
8)個人情報保護制度の推進	個人情報保護規程及び情報公開規程を見直し、実務的なマニュアルの検討を行います。

【災害対策計画】

(1) 災害発生時の緊急対策を実施します	
<p>社協の危機管理体制について、策定した職員緊急対応・行動マニュアルに基づき、災害時における組織体制と指揮命令系統の確立を図り、実効性の向上を目指します。</p> <p>清洲総合福祉センター利用者の安全確保、施設の復旧及び財産保全に努めます。</p> <p>限られた職員での支援活動となるため、優先事業を定め優先度の高い業務から順次実施します。また、介護等の福祉サービス利用者の生活を支援するため、事業所の復旧と再開に努めます。</p>	
(2) 平常時の事前対策を実施します	
<p>災害時に職員が行動できるかどうか、策定した職員緊急対応・行動マニュアルを検証し、より実効性が高まるよう努めます。職員防災訓練を実施し、不測の事態に備えます。また、被災の規模により、社協として対応できない場合、社協のネットワークにより他の市町村社協から支援が受けられるよう、応援者の受入体制の整備や災害ボランティアセンター設置・運営体制の整備に努めます。</p>	
項目名	説明

6)施設管理と財産保全	<p>施設管理賠償保険の補償内容の確認や器具什器や書類の被害防止策を講じます。また、システムのクラウド化を調査研究します。</p>
7)職員行動マニュアルの見直しと防災訓練の実施	<p>職員緊急対応・行動マニュアルの周知と見直しを重ね、職員の災害対応スキルの向上をめざします。また、総合的な防災訓練計画を作成し、有事に備えた訓練を実施します。</p>
8)応援者受入体制の整備	<p>緊急対応・職員行動マニュアルによる応援者受入体制の点検を行い、より実効性の高い体制構築をめざします。</p>
9) 災害ボランティアセンター設置・運営体制の整備	<p>策定した災害ボランティアセンター設置・運営の手引きに基づき、災害ボランティアコーディネーターと協力し、円滑なセンター運営のスキル向上をめざします。また、災害ボランティアコーディネーターの育成及び支援を行います。</p>